



大分県最低賃金 **1,035 円**
 3月有効求人倍率 **1.14 倍**
 転職用ダイヤル 携帯・スマホから
0120-601-540 097-532-3040



(式典の様子)

連合大分「第97回メーデー大分県中央大会」

5月1日のメーデーを前に、連合大分（日本労働組合総連合会大分県連合会）は4月29日（水）に「第97回メーデー大分県中央大会」を開催した。

会場のトヨタカローラ大分祝祭の広場（大分市）には、約2,000人の組合員等が参加し、佐藤樹一郎大分県知事をはじめ、足立信也大分市長など多くの来賓も出席した。



連合大分 石本健二会長

主催者の連合大分石本健二会長はあいさつの冒頭、熊本大地震から10年であること、さらに、佐賀県での大規模火災に触れ、地域でお互いに支え合い、助け合いながら生きていくことの大切さを学んだと述べた。今年のメーデーでは、「対話と連帯で築く平和で笑顔あふれる未来、真の働き方改革で、安心して暮らせる社会」をスローガンに掲げ、裁量労働制の拡充や、時間外労働の上限規制の緩和に関する提言に対して、「今、行

うべきは規制緩和ではなく、働く者の命と健康を守り、豊かな生活時間を保障するため、規制の強化・充実を図ることだ。」と述べた。

この後、来賓の佐藤知事が、「変化の激しい時代の中で誰もが安心して、そして元気に笑顔で暮らす社会、これをみんなで協力して作っていくということが何より大事である。今年の春闘でも高水準の賃上げが維持され、特に100人未満の中小企業、小規模事業者を含めて高い水準が続いている。この動きを確かなものとし、物価上昇に負けない賃上げを実現していくためにも、適正な価格転嫁の推進等、賃上げしやすい環境をつくっていくことが必要である。そして、誰もが働きやすく、また、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備に取り組んでいくことも必要。国際情勢等、先行きが厳しい状況が続くが、労働組合の持つ役割がますます重要である。」と述べた。

来賓あいさつをする
佐藤樹一郎知事

第97回メーデー開催	P1~P2
今年の夏も暑い！今から熱中症予防を始めましょう！！	P2
R8年度大分県正社員化促進支援奨励金	P3
R8年度大分県男性の育児休業取得促進助成金	P5
イクドリ！宣言企業・事業所募集	P7
R7年度大分県労働福祉等実態調査結果	P9
R7年度大分県労政・相談情報センター相談状況	P10
大分県労政・相談情報センターからのお知らせ	P11
労委だより（大分県労働委員会）	P11

バックナンバーはこちらから♪



大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん

～北部地区大会～

会場：宇佐市総合運動場

参加者数：約600人

(祭典の部) ラッキー抽選会

エコクリーン活動



～東部地区大会～

会場：健康福祉センター（杵築市）

参加者数：約510人

(祭典の部) お楽しみ抽選会



連合大分、県下4地区でのメーデー実施状況

※写真は各地区大会の様子

～南部地区集会～

会場：総合文化ホールグランツ竹田

参加者数：約610人

(祭典の部) お楽しみ抽選会



～西部地区大会～

会場：パトリア日田

参加者数：約350人

(祭典の部) ジャグリングショー

お楽しみ抽選会



大分県労連「第97回たたかうメーデー大分県中央集会」

5月1日（金）、大分県労連（大分県労働組合総連合）は、大分市のトヨタカローラ大分祝祭の広場で、「第97回たたかうメーデー大分県中央集会」を開催した。メインスローガンである、「働く者の団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」のもと、約160人が参加した。

【川路潔議長あいさつ（要旨）】

私たちが声を上げ、仲間を増やし連帯を広げることによって大分の労働運動は強く大きくなる。世界と日本の労働運動の歴史は働く者が声をあげれば社会が変わっていくことを証明してきた。困難に立ち向かい未来の世代に希望を手渡す、そのために共に声を上げましょう。今日のメーデーをその一歩にしていきましょう。

この後、来賓あいさつが行われ、各県労連加盟組合からの決意表明に続き、スローガンやメーデー宣言を採択した。また、プラカードコンテストの審査、福引抽選会等のアトラクションが行われ、ガンバロー三唱で集会を終えた。その後、参加者は、市民に大幅な賃上げ、労働法制の大改悪反対などをアピールした。



(県労連メーデー 中央集会の様子)

今年の夏も暑い！ ～今から熱中症予防を始めましょう～



今年の夏も、夏の気温は全国的に高い予報が出ています。体がまだ暑さに慣れていないこの時期、真夏のような暑さでなくても熱中症予防が大切です。本格的に暑くなる前から、体を暑さに慣らすこと（暑熱順化）を心がけ、熱中症の対策を行いましょう。



暑熱順化に有効な対策



- 暑熱順化には個人差もありますが、数日から2週間程度かかります。
暑くなる前から余裕をもって暑熱順化のための動きや活動を始め、暑さに備えましょう。
(下記はあくまで目安です)

- ☑やや暑い環境においてややきつと感じる強度で、毎日30分程度の運動（ウォーキング等）を継続
→生活習慣病の予防効果も期待できます

- ☑湯舟につかって入浴

熱中症警戒アラートの発表は環境省LINEから確認できます↓



詳しくは厚生労働省「職場における熱中症予防情報」を参照↓



【問い合わせ先】 大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課 TEL:097-506-2677

(令和8年度大分県事業)



大分県正社員化促進支援奨励金のご案内

大分県正社員化促進支援奨励金は、国の「キャリアアップ助成金」と一体となって、非正規雇用労働者、障がい者の正社員化(賃上げ)を行う中小企業等の取組を支援する制度です。

- ・国の「キャリアアップ助成金(正社員化コース、障害者正社員化コース)」に上乗せ支給
- ・就職氷河期世代※を正社員化した場合は基本支給額をさらに加算



※ 就職氷河期世代：昭和43年4月2日～昭和63年4月1日までの間に生まれた方

キャリアアップ助成金(国)		大分県正社員化促進支援奨励金		国と県の支給額合計
コース・支給額(中小企業)		基本支給額	就職氷河期世代加算額	
正社員化コース	40～80万円	5万円	5万円加算	最大90万円
障害者正社員化コース	45～90万円	5万円	5万円加算	最大100万円

(支給額、加算額は一人あたりの金額)

国の制度概要(キャリアアップ助成金)

◆ 正社員化コース、障害者正社員化コース

- ・ 賃上げ(3%以上)を行い、有期雇用労働者等を正社員化(昇給、賞与又は退職金等を適用)後、6か月以上雇用した事業主に対して支給される

※キャリアアップ助成金の詳細は大分労働局助成金センターにお問い合わせください。

◎奨励金制度の詳細は、大分県ホームページで必ずご確認ください。

こちらからチェック



お気軽にお問い合わせください



支給の要件等はウラ面へ

申請・問い合わせ先：

大分県商工観光労働部 雇用労働室 (県庁本庁舎7F)

TEL:097-506-3341 E-mail:a14330@pref.oita.lg.jp

(令和8年度大分県事業)

奨励金の主な支給要件



その他にも支給要件がありますので、必ず要綱をご確認ください。

- ◎ 厚生労働省の「キャリアアップ助成金」(正社員化コース、障害者正社員化コース)を受給したこと
 ※正社員転換等の実施前に、キャリアアップ計画書を作成し、大分労働局へ提出する必要があります
 ※キャリアアップ計画に基づき、令和6年4月1日以降に正社員転換等を行い、令和7年4月1日以降に正社員化コース等の支給決定通知を受けていること(1期、2期どちらでも可)
- ◎ 大分労働局管内に雇用保険適用事業所があること
- ◎ 就職氷河期世代の加算の対象者は、昭和43年4月2日～昭和63年4月1日の間の生まれとする 等



奨励金申請の流れ



奨励金の申請書類

- ・ 大分県正社員化促進支援奨励金 支給申請書兼請求書(様式第1号)
 ※オンライン申請をすることで様式第1号の提出を省略できます
- ・ 誓約書(様式第2号)
- ・ 「キャリアアップ助成金」正社員化コース等の支給決定通知書の写し
- ・ 「キャリアアップ助成金」正社員化コース等の支給申請書(様式第3号:第1面、別添様式1-1、1-2)の写し

◎奨励金の支給要綱、各種様式については、大分県ホームページで確認、ダウンロードしてください。

こちらからチェック



雇用LL① R080401

／令和8年度 制度が拡充されました！／

大分県男性の育児休業 取得促進助成金



大分県ではパパの育休取得を後押しする中小企業等事業者を応援します！

1事業者あたり

取得者1人あたり

最大 **100** 万円

最大 **50** 万円

支給額

		令和7年度	令和8年度	
対象事業者		常時雇用する従業員が300人以下の法人又は個人事業主		
助成金額		取得者1人目 5万円 2人目以降 3万円	取得者1人目 10 万円 2人目以降 3万円	up!
加算額	同僚応援手当または代替要員雇用加算	—	20 万円	new!
	30日以上取得加算	3万円	10 万円	up!
	小規模事業所加算	—	10 万円	new!

【令和8年度 拡充のポイント】

- 「取得者1人目」の支給額を「5万円」から「**10万円**」に増額
- 5日以上の子育休取得者と同所属の従業員に手当を支給した場合または、同所属に代替人員として新たに雇用した場合に、実支出額または**20万円**(少ない方)を加算
- 「30日以上取得加算」の支給額を「3万円」から「**10万円**」に増額
- 20人以下の事業所が申請した場合に**10万円**を加算
- 1申請あたりの最大支給額を「8万円」から「**50万円**」に増額
- 1事業主あたりの支給上限額を「20万円」から「**100万円**」に増額



詳細はホームページをご覧ください

男性の育休助成金 大分県



▶大分県ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14330/oita-dannseikukyuzyoseikinn.html>



主な支給条件

- 子が**2歳**に達するまでの間に**連続5日以上**（所定労働日が4日以上）の育児休業を取得させ、職場復帰させていること
- おおいた子育て応援団（しごと子育てサポート企業）**に認証されていること
- おおいたイクボス宣言**を行っていること
- 育児休業を取得した男性労働者に、**育休体験記**を作成させ、社内で啓発し、実施内容を県に報告すること
- 男性の育児休業取得促進に向けた取組**を、令和6年4月1日以降新たに1つ以上実施していること

対象となる休業

- 育児・介護休業法に規定する**育児休業・産後パパ育休**
- 企業が就業規則や労働協約等により**独自に設けている**、育児のための**休業・休暇制度**
- ×【**対象外となる休暇**】目的が限定されていない年次有給休暇や育児目的以外の特別休暇・休業（忌引・介護・病気・子の看護休暇など）

対象期間

- 令和6年4月1日以降に育児休業を開始し、**令和8年4月1日～令和9年2月26日の間に職場復帰していること**

※予算額に達した場合は、対象期間満了前に受付終了となります。

申請期限

次のうちいずれか早い時期までに申請してください。

- 職場復帰日から3か月以内
- 令和9年2月26日

※対象従業員が令和9年1月以降に育児休業から復帰する場合は、**令和8年12月25日までに**県への相談をお願いいたします。

申請方法

「大分県男性の育児休業取得促進助成金」ホームページから申請してください
電子申請はこちらから➡

申請受付期間：令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)



申請
・
問合せ先

大分県商工観光労働部雇用労働室
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
☎097-506-3327



男性の育休、あたりまえ企業。

イクドリ!宣言

企業・事業所募集

九州地方知事会と経済界は
男性の育児休業取得を推進しています!

「イクドリ!宣言」認証制度とは

男性の育児休業取得がごく自然なこととなり
安心して子育てができる
社会全体で子育てをする九州になることを目指し
男性の2週間以上の育児休業取得を推進する企業を
九州地域戦略会議が認証する制度です

「イクドリ!宣言」マークは企業PRにも活用いただけます
男性の育休取得推進企業として
ホームページや広告、名刺など広報活動にご活用ください



▲このマークが認証の目印!

男性の育休、 あたりまえ企業。

企業が背中を押すことが、
社会を変える力になる。
男性の育休を後押しすることは、
その家庭を支え、人材を守り、
企業の未来を拓くこと。
社会を変える企業でありたい。
このマークは、その想いを示すあかしです。

※ イクドリ!宣言＝「育(イク)休休業取り(トリ)ます宣言」の意。

お申し込みは
**かんたん
3ステップ!**

裏面をご覧ください

九州
KYUSHU

✔ イクドリ!宣言企業になるメリット

人材確保に繋がる

男性の育児休業取得は若い世代が企業を選ぶひとつのポイントです。

従業員のモチベーションアップ

育児休業を取得できる安心感は、企業への信頼と働く意欲の向上にもつながります。

業務効率のアップ

育休を見据えた業務の見直しやマニュアル化は、組織全体の発展にも貢献します。

お申し込みは、かんたん 3 ステップ!

STEP

事前準備

1

企業・事業所のトップの方が
「男性の2週間以上※の育児休業100%取得を目指す」と記載した台紙を手に持って撮影してください。

※ 2週間以上であれば、育児休業の取得期間は自由に設定することができます。
(1カ月以上など)

イクドリ宣言写真用台紙ダウンロード先▶

【PCの方はこちらから】 <https://logoform.jp/f/zBRgb>



STEP

お申し込み

2

右の二次元コードより、お申し込みください。

お申し込みフォーム (LoGoフォーム) ▶

【PCの方はこちらから】 <https://logoform.jp/f/TYITn>



STEP

お申し込み完了

3

申込内容の確認後、イクドリ!宣言企業のマークと使用ガイドラインを送付します。



確認!



（ 本社（本店）にて、支社（支店）分もまとめてお申し込みいただけます。
マークは本社（本店）にまとめて送付させていただきます。 ）

九州地域戦略会議メンバー

九州地方知事会・九州経済連合会・九州商工会議所連合会・九州経済同友会・九州経営者協会

お問い合わせ先

イクドリ!プロジェクト事務局

佐賀県 男女参画・女性の活躍推進課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

TEL 0952-25-7062 FAX 0952-25-7338 ✉ danjo-katsuyaku@pref.saga.lg.jp

イクドリ!

プロジェクトについて

<https://kyushuhijikai.jp/list00059.html>


九州
KYUSHU

令和7年度大分県労働福祉等実態調査結果

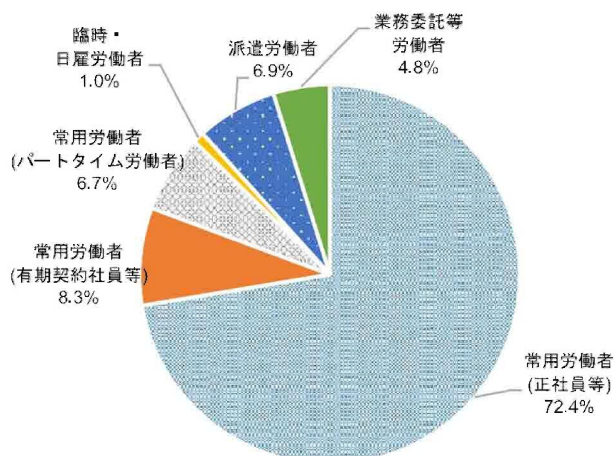
大分県では、労働条件等に関する「大分県労働福祉等実態調査」を毎年実施しています。

令和7年度調査結果概要のうち、一部を抜粋してご紹介します。

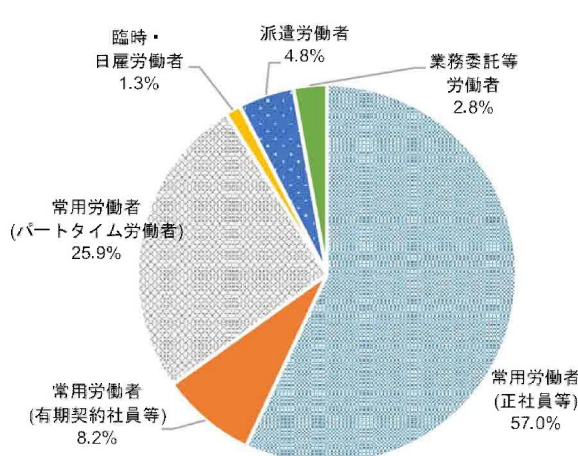
※(カッコ)内は昨年度数値

調査基準日	令和7年6月30日
調査対象	1,000事業所
有効回答	711事業所

雇用形態別 労働者割合（男性）



雇用形態別 労働者割合（女性）



1. 雇用状況

- ①回答があった事業所の労働者の男女別割合は、男性が61.5%（前年度62.8%）、女性が38.5%（同37.2%）となっている。
- ②雇用形態別労働者数の割合は「常用労働者」が88.8%（90.4%）で、1.6ポイント減少した。男女別にみると男性が87.4%（前年度89.5%）、女性が91.1%（92.0%）であった。
- ③「期間の定めがない労働者（正社員等）」の割合は66.5%（69.8%）で、3.3ポイント減少した。男女別にみると男性が72.4%（76.0%）、女性は57.0%（59.5%）であった。

2. 労働時間

1週間の所定労働時間の事業所平均は39時間27分（39時間26分）であった。

3. 休日休暇制度

年次有給休暇の「平均新規付与日数」は18.0日（18.4日）であり、「平均取得日数」は12.9日（13.4日）、「平均取得率」は71.7%（72.8%）であった。

大分県の目標（2026年） 年次有給休暇取得率 70%以上

4. 育児・介護休業制度

- ①育児休業制度を規定している事業所は、全体の90.9%（91.2%）で、介護休業制度を規定している事

業所は、全体の82.7%（84.6%）であった。

- ②育児休業対象者が育児休業を取得した割合は、女性が98.1%（98.0%）で、男性が41.9%（32.7%）であった。
- ③女性の育児休業の取得期間は、「6か月以上1年未満」が全体の52.3%（51.6%）、次いで「1年以上」が42.5%（45.1%）であった。また、男性の育児休業の取得期間については、1か月以上取得の割合が41.5%（39.9%）であった。

大分県の目標（2026年） 男性の育児休業取得率 30%以上

5. 働きやすい環境づくり

パワーハラスメント防止対策に取り組んでいる事業所の割合は84.5%（85.4%）、セクシャルハラスメント防止対策に取り組んでいる事業所の割合は82.4%（84.6%）であった。

※調査の詳細は、大分県HPでご覧になれます。
<https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei-rodofukushi.html>

大分県労働福祉等実態調査

検索



お問合せ

大分県商工観光労働部 雇用労働室 労働相談・啓発班 TEL097-506-3351 FAX097-506-1756

令和7年度大分県労政・相談情報センターの相談状況

大分県労政・相談情報センター（県庁本館7階雇用労働室内）では、職場の中で直面する様々なトラブルに関する相談（労働相談）に応じています。

相談は、来所、電話により平日（8:30～17:15）受け付けており、専任の相談員が対応しています。また、出張相談会として、相談員が対応する「労働なんでも相談」や弁護士、労働基準監督官などの専門家が対応する「出張労働相談」（巡回特別労働相談）を県内各地で開催しています。

1. 労働相談の件数：1,666件
- 前年度から77件減少（対前年度比4.4%減）しました。
2. 労使別相談件数：労働者からの相談が97.1%
- 労使別相談件数は、労働者からの相談が1,617件（正社員932件、正社員以外685件）、使用者からの相談が49件となっています。
- 割合でみると、労働者からの相談が全体の97.1%を占めています。また、労働者のうち、正社員が57.6%、非正規が42.4%となっています。

	合計	対前年比	労働者	正社員	非正規	使用者
R3年度	1,753	115.6%	1,602	976	626	151
R4年度	1,811	103.3%	1,724	1,029	695	87
R5年度	1,850	102.2%	1,761	1,048	713	89
R6年度	1,743	94.2%	1,654	989	665	89
R7年度	1,666	95.6%	1,617	932	685	49

3. 相談内容別件数：①賃金、②労働時間・休日・休暇、③退職・退職金の相談が上位
- 相談件数を内容別にみると、賃金、労働時間・休日・休暇、退職・退職金の順に相談件数が多くなっています。
- なお、ハラスメント関係（パワハラ、いじめ・嫌がらせ、セクハラ）の相談件数が287件（前年度207件）で80件減少しています。

【相談内容別上位項目】

順位	R5年度 1,850件				R6年度 1,743件				R7年度 1,666件			
	内容	件数	割合		内容	件数	割合		内容	件数	割合	
1	賃金	262	14.2%		賃金	276	15.8%		賃金	197	11.8%	
2	労働時間・休日・休暇	260	14.1%		労働時間・休日・休暇	226	13.0%		パワハラ	196	11.8%	
3	退職・退職金	192	10.4%		退職・退職金	171	9.8%		労働時間・休日・休暇	167	10.0%	
4	パワハラ	155	8.4%		パワハラ	131	7.5%		退職・退職金	166	10.0%	
5	解雇、退職勧奨	122	6.6%		雇用その他	107	6.1%		解雇、退職勧奨	104	6.2%	
6	就業規則（労働契約）	118	6.4%		就業規則（労働契約）	94	5.4%		職場の人間関係	95	5.7%	
7	雇用その他	118	6.4%		職場の人間関係	94	5.4%		損害賠償、慰謝料	90	5.4%	
8	労働条件その他	83	4.5%		労働保険	84	4.8%		労働条件その他	88	5.3%	
9	労働保険	79	4.3%		解雇、退職勧奨	81	4.6%		就業規則（労働契約）	80	4.8%	
10	職場の人間関係	73	3.9%		勤労者福祉その他	64	3.7%		雇用その他	71	4.3%	

【ハラスメント関係相談件数の推移】（単位：件）

	合計	対前年比	全体割合	パワハラ	いじめ・嫌がらせ	セクハラ	カスハラ
R3年度	177	97.3%	10.1%	117	53	7	—
R4年度	194	109.6%	10.7%	147	39	8	—
R5年度	218	112.4%	11.8%	155	46	17	—
R6年度	207	95.0%	11.9%	131	46	15	15
R7年度	287	138.6%	17.2%	196	61	16	14

＜労働相談事例＞

【賃金】

- Q1 試用期間中なら会社は賃金を払わなくてよいのか。
- A1 試用期間中であっても、実際に働いた分の賃金を会社は支払う義務がある。
支払ってもらえない場合は、労働基準監督署に相談してはどうか。

【パワーハラスメント】

- Q2 恒常的に上司から残業を命じられ、その業務量は質・量ともに多い。上司に業務量が過剰であることを訴えても、強い口調で業務を強要された。
- A2 職場において行われる優越的関係を背景にした言動であって、その雇用する労働者の就業環境が害されることをパワーハラスメント（パワハラ）といい、会社には防止措置を講じることが義務付けられている。上司の発言などを記録・録音して、会社の相談窓口相談してみてもどうか。

お問合せやご相談は、労働相談専用ダイヤルへ
固定電話からは、フリーダイヤル0120-601-540 スマホ・携帯電話からはTEL097-532-3040
労政・相談情報センターの労働相談については、次ページをご覧ください。

大分県労政・相談情報センターからのお知らせ

大分県労政・相談情報センターの労働相談（6月～7月）

大分県労政・相談情報センターは、賃金や労働時間などの労働条件、退職や解雇など、働くこと、雇うことに関するトラブルが合理的、円満に解決されるよう、中立的な立場で問題点を整理しアドバイスします。

一般労働相談

労働に関する労使間のトラブルや疑問などの解決に向けアドバイスします。

相談日 月～金曜日 8:30～17:15

土日祝日と12/29から1/3はお休みです。

相談は来所又は電話によります。

出張特別労働相談

月1回行う出張相談会です。弁護士への相談は、前日までの予約が必要です。

6月18日(木) J:COMホルトホール大分 406会議室(大分市)

受付13:00～16:00

7月16日(木) 中津市役所 4階 研修室(中津市)

受付13:30～15:30

出張
労働なんでも相談

労政・相談情報センター職員による出張労働相談会です。

6月6日(土) きつき生涯学習館2階 第3研修室(杵築市) 10:00～15:00

7月5日(日) サラ・デ・うすき 会議室(臼杵市) 10:00～15:00

7月26日(日) 豊後高田中央公民館 研修室1(豊後高田市) 10:00～15:00

メール相談

来所、電話相談が困難な場合には、メール相談をお受けしています。

継続相談が必要な場合は、来所又は電話相談になります。

ご相談は、こちらから <https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html>

電話相談は 固定電話からはフリーダイヤル0120-601-540 スマホ・携帯電話からはTEL097-532-3040

秘密厳守・相談無料・予約不要

お問合せ

大分県労政・相談情報センター(大分県雇用労働室内)
TEL097-532-3040

◆◆ 労 委 だ よ り ◆◆

大分県労働委員会の「あっせん制度」公正中立・無料・秘密厳守

労働者と使用者との間でトラブルが発生した場合に、裁判のような証拠調べや正否の判断を行うのではなく、「あっせん員※」が公正中立の立場から労使双方の主張を聴いて、お互いの歩み寄りによる解決をお手伝いする制度です。



※あっせん員

労使紛争の専門家である労働委員会の公益委員・労働者委員・使用者委員からそれぞれ1名ずつ指名されます。



「あっせん制度」のメリット

- ①手続き費用は**無料**！
 - ②**短期間**での**解決**が可能！
 - ③相手方と**非対面**で**実施**することも可能！
 - ④非公開実施。**秘密は厳守**します！
- ※当事者のどちらかが話し合いに応じない場合等、あっせんを開始できないこともあります。

労働相談もお受けしています！

労働者・使用者問わず、労働相談をお受けします。
※電話、来所に加え、Zoomでの対応も可能です。

受付時間：平日9時～17時

Zoom相談はこちらから➡



(お問合せ・ご相談先) 大分県労働委員会事務局

TEL 097-536-3650(相談ダイヤル)

097-506-5241 097-506-5253

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

(県庁舎本館3階)

右記の二次元コードから当委員会のHPにアクセスできます



「労働おおいた」へのご意見・ご感想お待ちしております。

(製作・発行) 大分県商工観光労働部雇用労働室

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL 097-506-3353 FAX 097-506-1756

E-mail: a14330@pref.oita.lg.jp